

令和 5 年度群馬県鳥獣被害対策 の推進に関する施策の実施状況

群馬県鳥獣被害対策の推進に関する条例（平成 31 年群馬県条例第 18 号）
に基づく公表資料

令和 6 年 10 月
群 馬 県

目 次

1 農林水産業被害状況等の把握（第10条1号）	
（1）野生鳥獣による農林業被害の状況（鳥獣被害対策支援センター）	1
（2）野生鳥獣の捕獲状況（自然環境課）	2
（3）カワウによる内水面漁業被害の状況（蚕糸園芸課、鳥獣センター）	5
（4）野生鳥獣の生息状況（鳥獣センター、蚕糸園芸課）	6
（5）生態系への影響（自然環境課）	6
2 捕獲等従事者の確保・育成（第7条1号）	
（1）捕獲の担い手確保対策（自然環境課）	7
3 捕獲等に係る専門的知識及び技術の向上並びに事故防止のための対策（第7条2号）	
（1）わな猟免許取得者実技研修、実施隊研修（自然環境課、鳥獣センター）	8
（2）安中総合射撃場整備（自然環境課）	8
4 適正管理の推進（第7条3号）	
（1）適正管理計画の推進（鳥獣センター）	9
（2）指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲強化（自然環境課）	9
（3）先端技術の活用による効率的な捕獲実証（鳥獣センター）（第10条4号）	10
5 被害防止対策の推進（第8条1号・2号）	
（1）豚熱に係る野生イノシシ対策（畜産課、技術支援課、鳥獣センター）	11
（2）国交付金、県単事業を活用した被害防止対策（技術支援課、農村整備課）	13
（3）森林・林業、生態系被害防止対策（自然環境課、林政課、林業試験場）	15
（4）移動抑制のための河川内伐木・刈払い（河川課）	16
（5）カワウの被害対策（蚕糸園芸課、鳥獣センター）	16
（6）鳥獣害に強い集落づくり支援事業（鳥獣センター）	17
（7）対策を推進する人材の育成（鳥獣センター）	18
6 有効活用の推進にかかる調査研究及び情報発信（第9条）	
（1）放射性物質検査（自然環境課）	19
（2）野生獣肉の利活用（技術支援課）	19
7 調査研究及び普及啓発（第10条2号・3号・5号）	
（1）日本獣医生命科学大学との共同研究（鳥獣センター）	19
（2）堅果類豊凶調査（鳥獣センター）	20
（3）人身被害の状況、注意喚起（自然環境課）	20
8 顕著な功績の顕彰（第11条）	
（1）群馬県鳥獣被害対策功労者表彰（鳥獣センター）	21
9 鳥獣被害対策を総合的・計画的に実施するために必要な体制整備（第4条）	
（1）鳥獣被害対策本部（鳥獣センター）	21
（2）野生動物対策科学評価委員会（鳥獣センター）	21
（3）隣接県等との広域連携推進（自然環境課、技術支援課、鳥獣センター）	21

1 農林水産業被害状況等の把握（第 10 条 1 号）

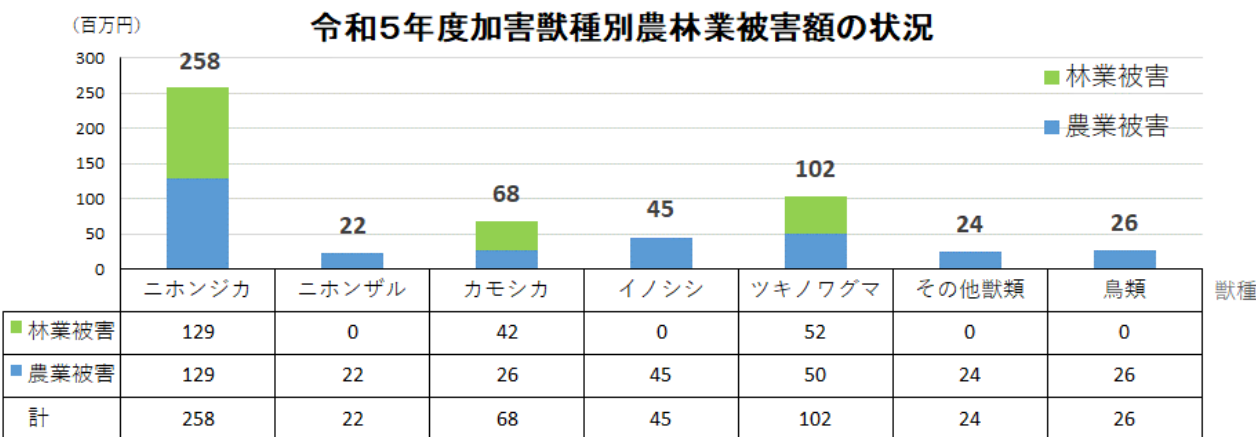
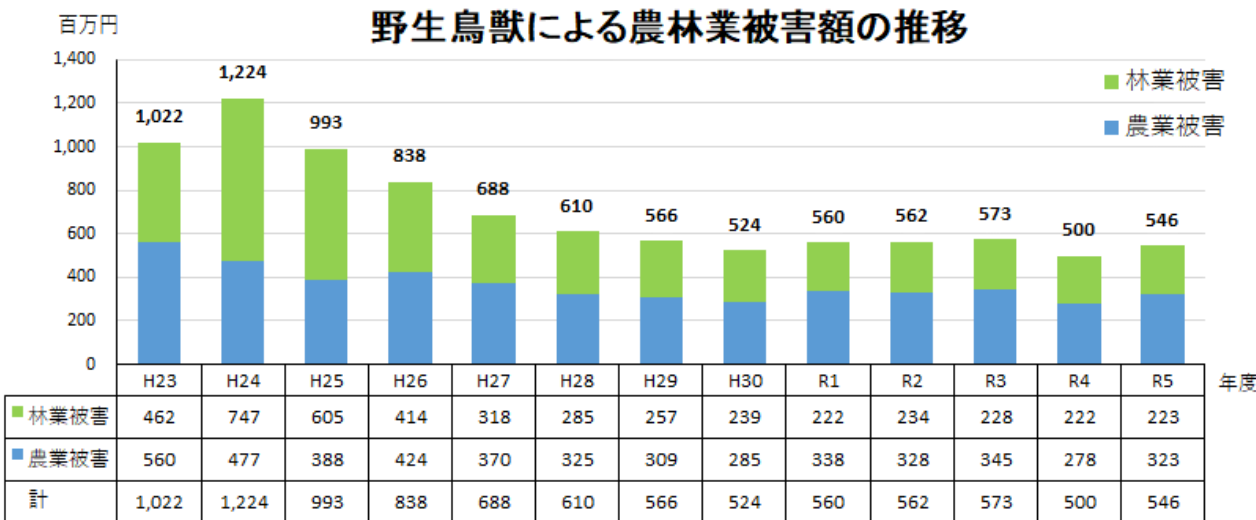
（１）野生鳥獣による農林業被害の状況（鳥獣被害対策支援センター）

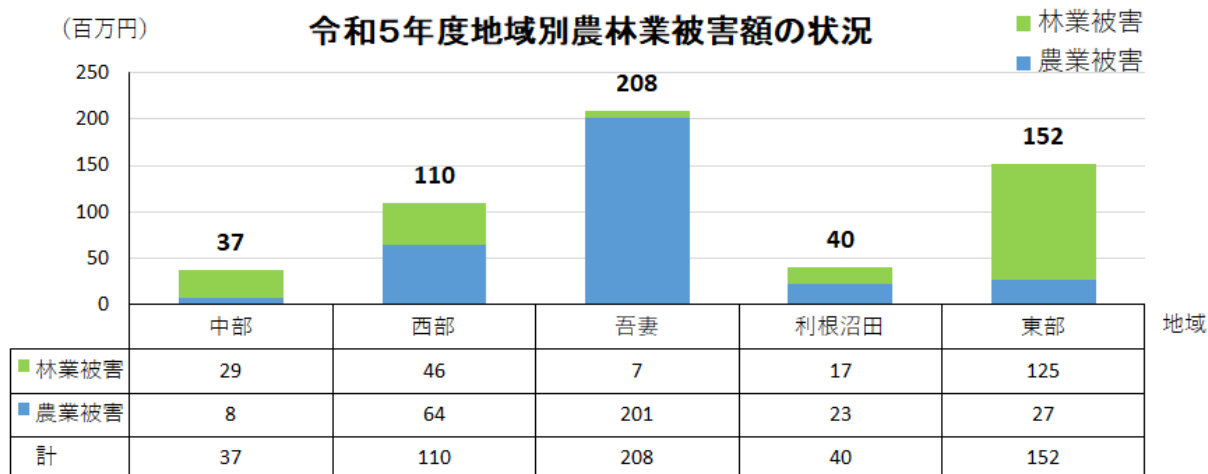
■ 年次推移

- ・ 野生鳥獣による農林業被害額は、平成 24 年度をピークに平成 30 年度までは減少、令和元年度以降は横ばいの状況
- ・ 令和 4 年度は令和 3 年度より減少したものの、令和 5 年度は増加に転じた

■ 令和 5 年度の状況

- ・ 野生鳥獣による農林業被害額は、約 5 億 4,600 万円で、令和 4 年度比で約 109%、約 4,600 万円の増加
- ・ 農林業被害額のうち、約 3 億 2,300 万円（約 59%）が農業被害、約 2 億 2,300 万円（約 41%）が林業被害
- ・ 農業被害は、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシによるものが多く、これらで約 69%
- ・ 林業被害は、ニホンジカによるものが多く、ニホンジカだけで約 58%
- ・ 被害額の大きい地域は、大きい順に吾妻、東部、西部で、構成比はそれぞれ全体の約 38%、約 28%、約 20%

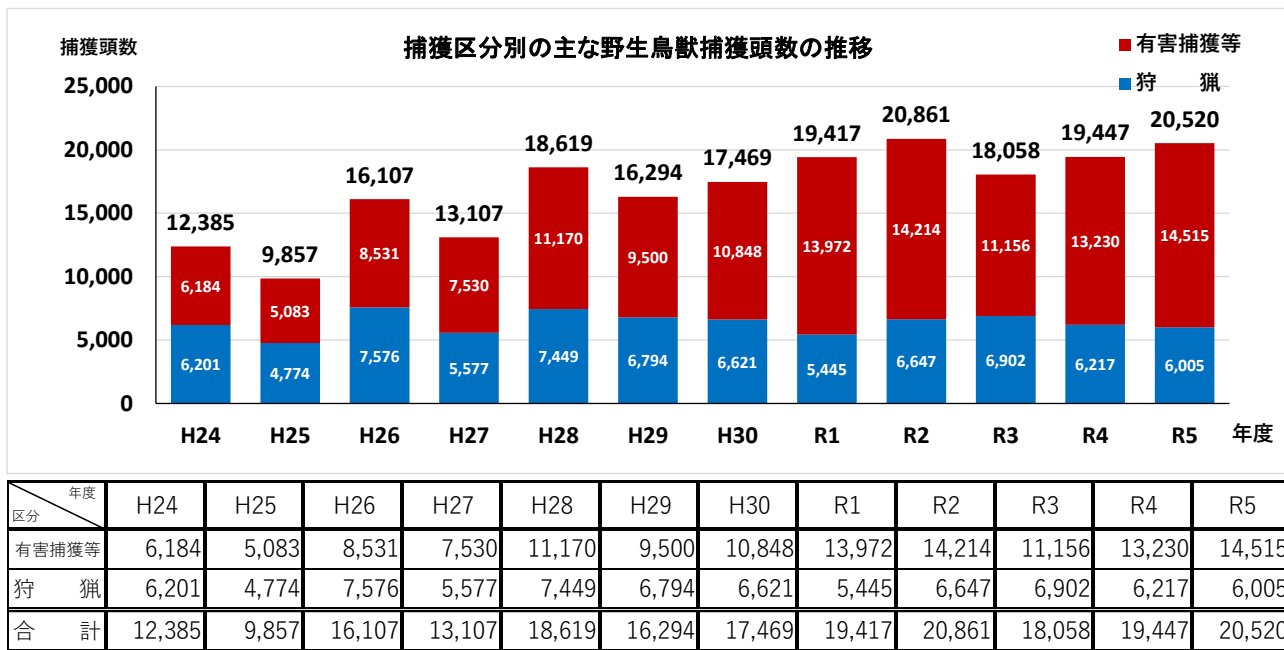




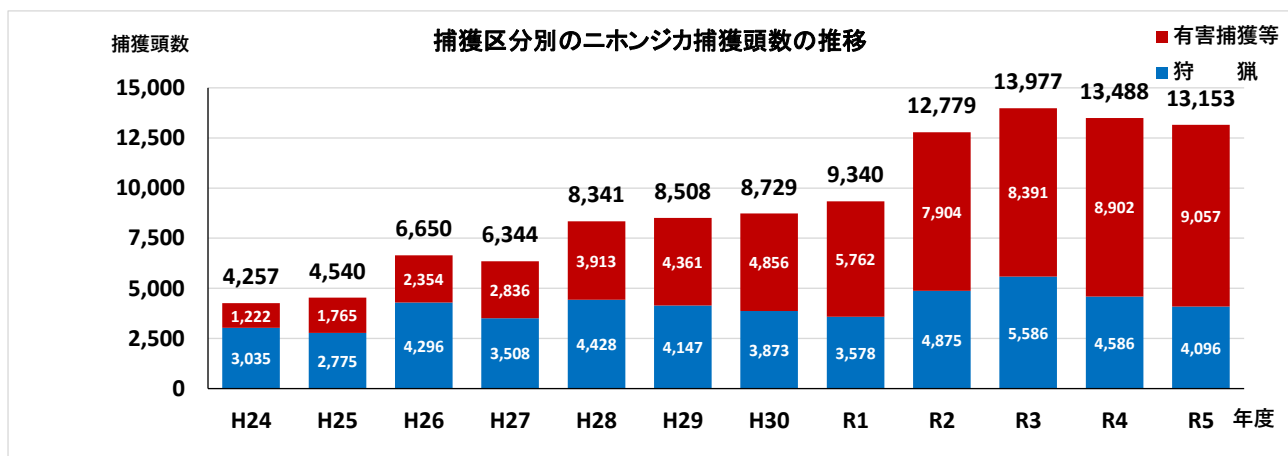
(2) 野生鳥獣の捕獲状況 (自然環境課)

■主な野生鳥獣の捕獲状況 (令和5年度は速報値)

- ・ニホンジカ、ニホンザル、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマの総捕獲数は、20,520頭で、令和4年度比で約106%、1,073頭の増加
- ・狩猟による捕獲数は6,005頭で、令和4年度比で約97%、212頭の減少
- ・有害捕獲等による捕獲数は14,515頭で、令和4年度比で約110%、1,285頭の増加
- ・ニホンジカの捕獲頭数は13,153頭で、令和4年度比で約98%、335頭の減少
- ・イノシシの捕獲頭数は6,271頭で、令和4年度比で約123%、1,160頭の増加
- ・ツキノワグマの捕獲頭数は460頭で、令和4年度比で約167%、184頭の増加

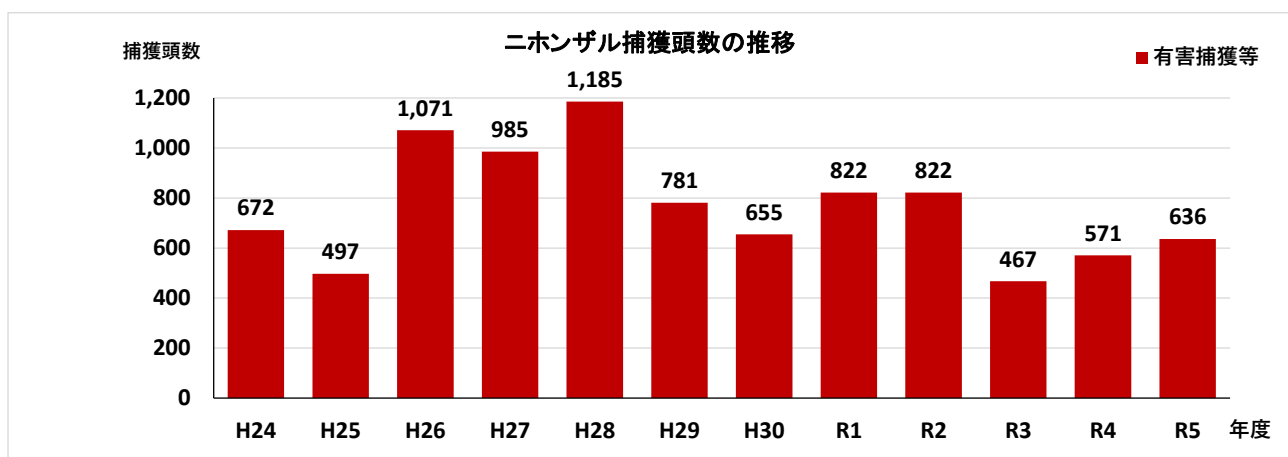


※有害捕獲等・・・被害防止、個体数調整、指定管理鳥獣捕獲等事業



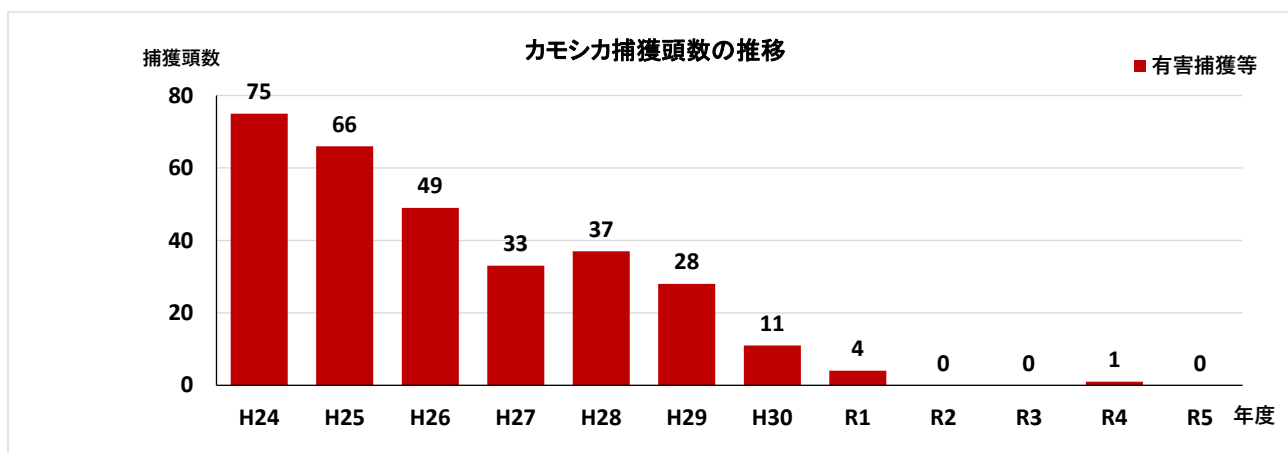
獣 種	年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ニホンジカ	有害捕獲等	1,222	1,765	2,354	2,836	3,913	4,361	4,856	5,762	7,904	8,391	8,902	9,057
	狩 猟	3,035	2,775	4,296	3,508	4,428	4,147	3,873	3,578	4,875	5,586	4,586	4,096
	合 計	4,257	4,540	6,650	6,344	8,341	8,508	8,729	9,340	12,779	13,977	13,488	13,153

※有害捕獲等…被害防止、個体数調整、指定管理鳥獣捕獲等事業



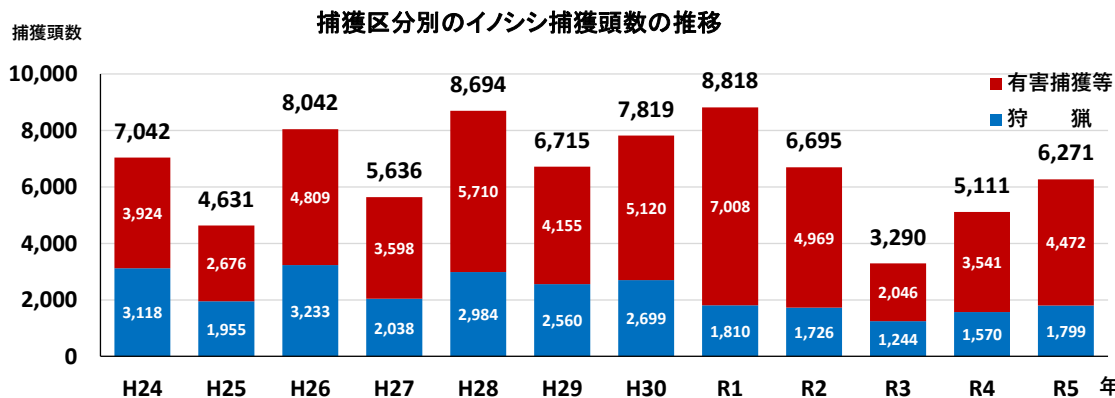
獣 種	年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ニホンザル	有害捕獲等	672	497	1,071	985	1,185	781	655	822	822	467	571	636

※有害捕獲等…被害防止、個体数調整



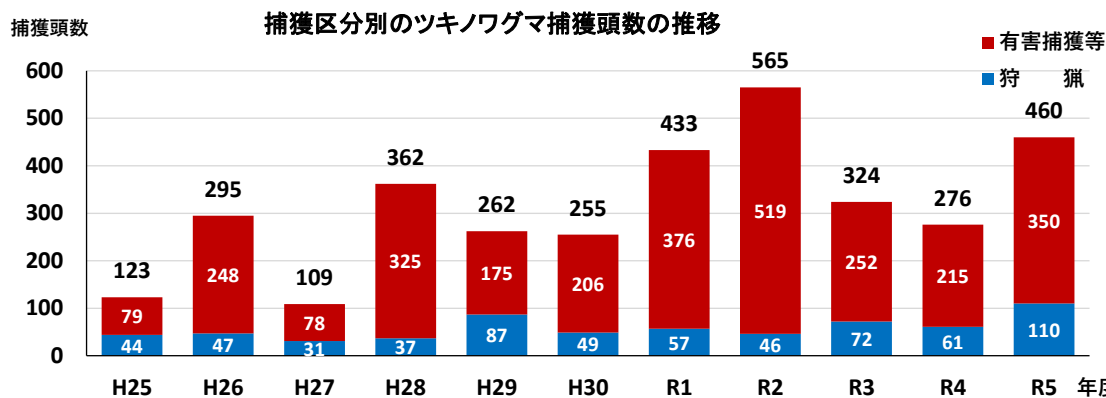
獣 種	年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
カモシカ	有害捕獲等	75	66	49	33	37	28	11	4	0	0	1	0

※有害捕獲等…個体数調整（被害防止）



獣 種	年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
イノシシ	有害捕獲等	3,924	2,676	4,809	3,598	5,710	4,155	5,120	7,008	4,969	2,046	3,541	4,472
	狩 猟	3,118	1,955	3,233	2,038	2,984	2,560	2,699	1,810	1,726	1,244	1,570	1,799
	合 計	7,042	4,631	8,042	5,636	8,694	6,715	7,819	8,818	6,695	3,290	5,111	6,271

※有害捕獲等…被害防止、個体数調整、指定管理鳥獣捕獲等事業



獣 種	年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ツキノ ワグマ	有害捕獲等	291	79	248	78	325	175	206	376	519	252	215	350
	狩 猟	48	44	47	31	37	87	49	57	46	72	61	110
	合 計	339	123	295	109	362	262	255	433	565	324	276	460

※有害捕獲等…被害防止、個体数調整

(3) カワウによる内水面漁業被害の状況（蚕糸園芸課、鳥獣センター）

■被害状況

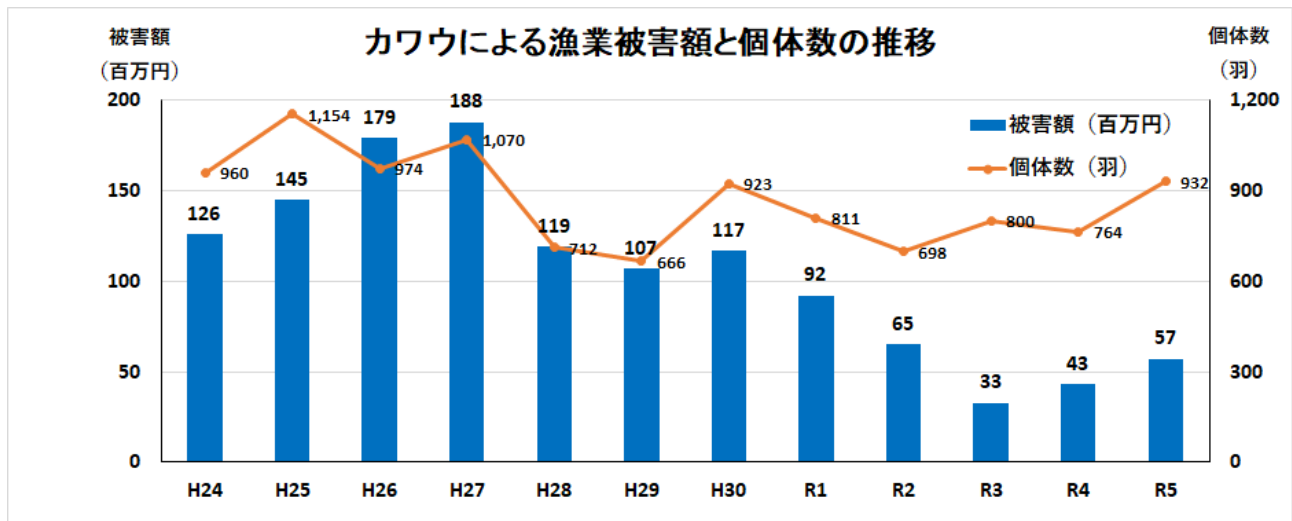
・漁業被害額は、平成 27 年度の約 18,800 万円をピークに近年は減少傾向であったが、令和 5 年度は約 5,700 万円で、令和 4 年度比で約 133%、約 1,400 万円の増加

■個体数

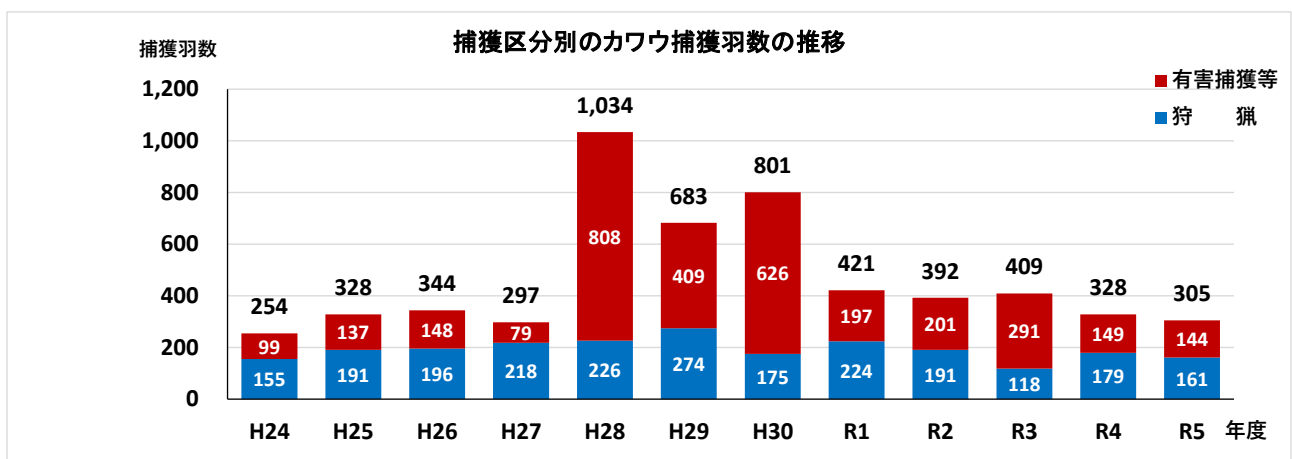
・個体数は、平成 25 年度の 1,154 羽をピークに減少傾向となり、平成 29 年度に最低値の 666 羽となったが、令和 5 年度は 932 羽で、令和 4 年度比で約 122%、168 羽の増加

■捕獲羽数

・捕獲数は平成 28 年度から平成 30 年度にかけて増加したが、令和元年度に減少し、その後は横ばい傾向



区分 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
被害額 (百万円)	126	145	179	188	119	107	117	92	65	33	43	57
個体数 (羽)	960	1,154	974	1,070	712	666	923	811	698	800	764	932



獣種	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
カワウ	有害捕獲等	99	137	148	79	808	409	626	197	201	291	149	144
	狩猟	155	191	196	218	226	274	175	224	191	118	179	161
	合計	254	328	344	297	1,034	683	801	421	392	409	328	305

※有害捕獲等…被害防止、個体数調整

（４）野生鳥獣の生息状況（鳥獣センター、蚕糸園芸課）

- 適正管理計画（第二種特定鳥獣管理計画）を策定しているニホンジカ、ニホンザル、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ、カワウの６鳥獣について調査を実施
生息数や分布状況を踏まえ、効果的な管理を推進

鳥 獣	生息状況の概要（令和５年度までの調査結果から）
ニホンジカ	（生息数） ・推定生息数：39,467 頭（令和５年度調査） ・近年の推定生息数は減少したが、依然として多い （分布状況） ・中山間地域を中心にほぼ県内全域に分布
ニホンザル	（生息数） ・推定生息数：2,182 頭・加害群 74 群（令和５年度調査） （分布状況） ・中部地域を除く、県内の広範な森林地域に分布
カモシカ	（生息数） ・推定生息数：5,684 頭（令和元年度調査） （分布状況） ・上信越・南会津個体群、日光・足尾個体群及び秩父・多摩個体群の３つの地域個体群が分布
イノシシ	（生息数） ・推定生息数：10,961 頭（令和５年度調査） ・豚熱感染による生息数の減少が推測されたが、その後は増加傾向 （分布状況） ・山岳地域及び一部の平野部を除く、ほぼ県内全域に分布
ツキノワグマ	（生息数） ・推定生息数：2,022 頭（令和２年度調査） （分布状況） ・越後・三国地域個体群及び関東山地地域個体群の２つの地域個体群が分布
カワウ	（個体数） ・県内の個体数：932 羽（令和５年度調査） ・近年の個体数はやや増加傾向

（５）生態系への影響（自然環境課）

- 尾瀬では、ニホンジカによる湿原植生の踏み付けや掘り返し、希少な植物等の食害などが深刻な状況にあり、尾瀬の原生的な生態系に多大な影響
 ■県では、地元市町村及び国等の関係機関と連携を図りながら「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針」に基づき、必要な対策を実施

2 捕獲等従事者の確保・育成（第7条1号）

（1）捕獲の担い手確保対策（自然環境課）

■ 狩猟者の確保・育成対策

- ・ 狩猟免許事前講習、出前型狩猟免許試験の実施
- ・ 講習テキスト代の無償化、わな猟免許試験手数料の免除（18・19歳）

■ 狩猟免許試験及び狩猟者登録の実施

- ・ 狩猟免許試験の実施 10回（わな5回、網・わな2回、銃3回）
 - うち 出前型試験 5回（わな5回（桐生市、太田市、沼田市、富岡市、安中市））
 - うち 休日開催 5回（網・わな2回、銃3回）

■ 狩猟フェスティバル2024の開催

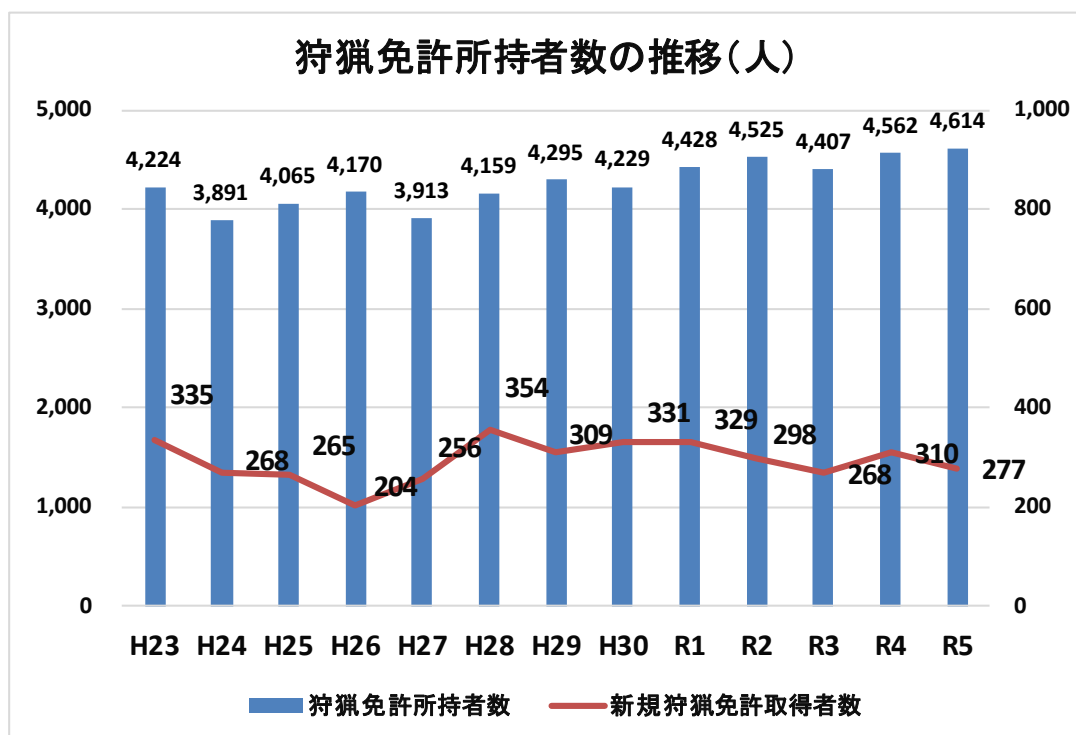
- ・ 狩猟の魅力や情報を発信するイベントを通じて狩猟を始めるきっかけを提供し、捕獲の担い手を増やすことを目的に開催 会場：スマーク伊勢崎

■ 高校特別授業

- ・ 県立学校の生徒を対象に狩猟の魅力や社会的役割を伝える特別授業
- ・ 座学とわなの実演を組み合わせ実施：実施校5校



高校での特別授業



3 捕獲等に係る専門的知識及び技術の向上 並びに事故防止のための対策（第7条2号）

（1）わな猟免許取得者実技研修、実施隊研修（自然環境課、鳥獣センター）

■捕獲技術等の向上及び事故を防止するための技術講習会を開催

- ・わな猟初心者講習会：高崎市、安中市、太田市 60人参加（計3回）
- ・わな猟実践者講習会：前橋市 8人参加（計1回）

■市町村の有害捕獲を担う実施隊を対象に、カモシカの錯誤捕獲対応やイノシシのICTを活用した安全で省力的な捕獲に関する研修等を実施

- ・鳥獣被害対策実施隊研修：206人参加（県内6箇所）



わな猟初心者講習会



鳥獣被害対策実施隊研修

（2）安中総合射撃場整備（自然環境課）

■捕獲の担い手の確保・育成及び射撃技術の向上や捕獲に伴う安全教育訓練の場として、総合的な射撃場を整備

- ・平成30年11月1日から「群馬県クレ射撃場」を休場し、工事に着手
- ・令和元年第3回前期定例会で設置管理条例を改正
- ・令和元年10月にクレ射撃施設が完成
- ・令和2年3月にライフル射撃施設及び防音壁が完成
- ・令和3年度に外構工事が完成
- ・令和4年度及び令和5年度にライフル射撃施設の安全性を高める工事を実施
- ・ライフル射撃施設については、令和5年12月に公安委員会の指定通知書を受領し、令和6年3月に完成記念式典を開催。令和6年4月15日供用開始
- ・クレ射撃施設については、法令の基準に適合するための対応策の検討を継続



ライフル射撃施設



ライフル射撃場完成式典

4 適正管理の推進（第7条3号）

（1）適正管理計画の推進（鳥獣センター）

■適正管理計画の策定・推進

・生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している6鳥獣種について、科学的計画的な管理により農林業被害の減少等を図るための適正管理計画（第二種特定鳥獣管理計画）を策定・推進

- ・ニホンジカ適正管理計画（第五期：R2～6）
- ・ニホンザル適正管理計画（第五期：R4～8）
- ・カモシカ適正管理計画（第四期：R3～7）
- ・イノシシ適正管理計画（第三期：R2～6）
- ・ツキノワグマ適正管理計画（第三期：R4～8）
- ・カワウ適正管理計画（第三期：R6～10）

（2）指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲強化（自然環境課）

■指定管理鳥獣捕獲等事業

- ・国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用し、生態系保全のためニホンジカ・イノシシの捕獲を実施（赤城地区、神津地区、尾瀬地区、秋畑地区）
- ・ニホンジカ捕獲数：551頭、イノシシ捕獲数：47頭

1 ニホンジカ

（単位：頭）

	捕獲実績									
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	計
赤城	128	103	111	183	178	195	172	183	170	1,423
赤城南麓	6	18	14							38
尾瀬		58	160	131	237	206	258	223	230	1,503
神津	45	99	98	101	152	129	94	98	84	900
秋畑						58	52	44	67	221
北沢						43	54			97
計	179	278	383	415	567	631	630	548	551	4,182

(單位：頭)

※国の機関による事業を除く。

■ ICT等を活用した効率的な捕獲の実証

- 群馬・長野県境におけるニホンジカの行動圏〔GPSテレメトリー調査結果〕 2024.6.27現在



5 被害防止対策の推進（第8条1号・2号）

（1）豚熱に係る野生イノシシ対策（畜産課、技術支援課、鳥獣センター）

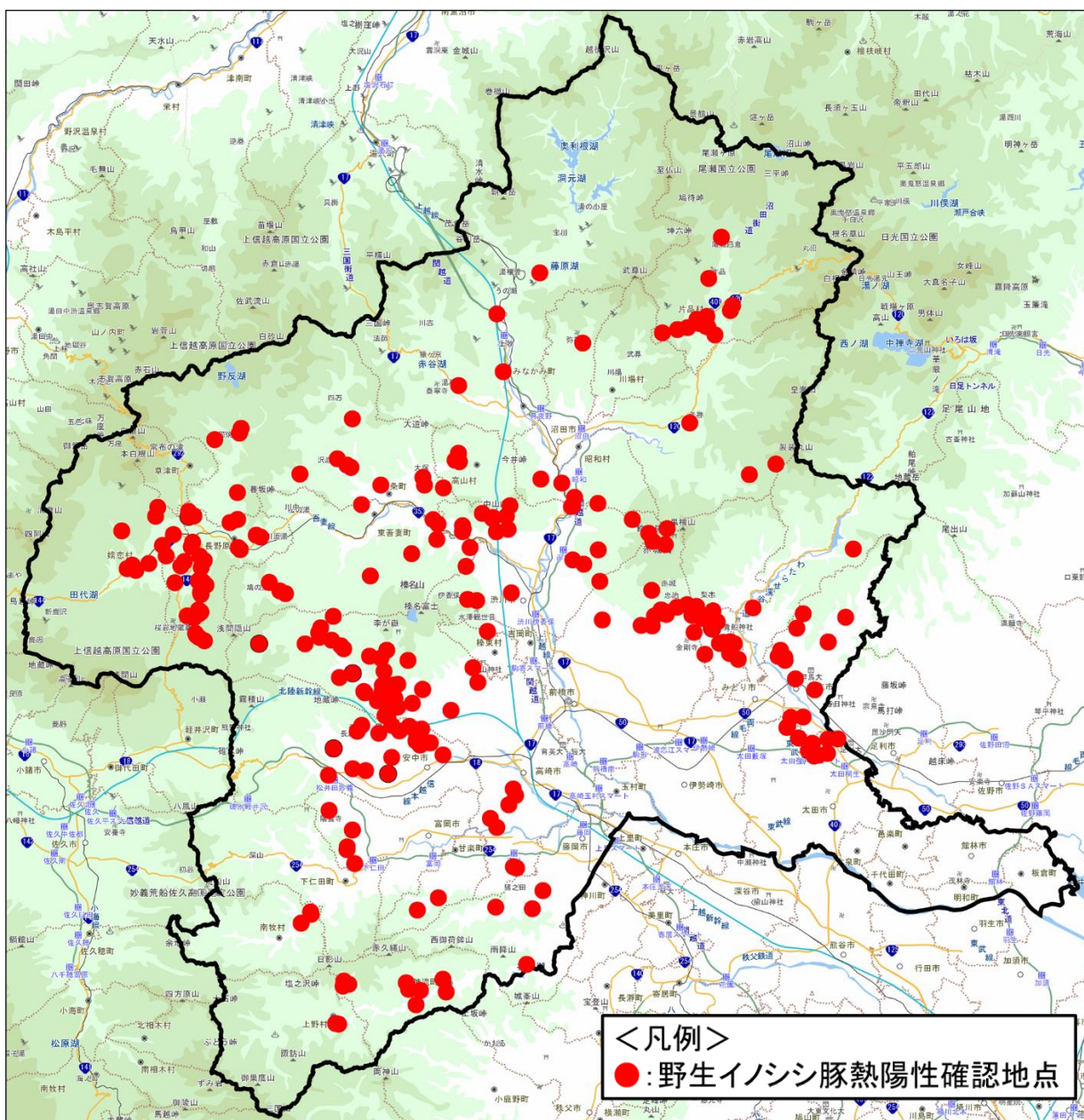
■参考：群馬県内の豚熱発生状況

	1 例目	2 例目	3 例目	4 例目	5 例目	6 例目	7 例目	8 例目	9 例目
年月日	令和2年 9月26日	令和3年 4月2日	令和3年 8月7日	令和3年 10月19日	令和3年 11月26日	令和4年 4月22日	令和4年 5月10日	令和4年 6月15日	令和4年 9月21日
場所	高崎市	前橋市	桐生市	前橋市	桐生市	太田市	桐生市	桐生市	板倉町
頭数	5,887	10,207	6,068	3,940	2,632	3,035	5,505	5,232	660

■野生イノシシの感染状況サーベイランス

・総検査数：4,914 頭（令和元年10月～6年3月31日）うち陽性確認数：293 頭
（令和5年度総検査数1,160 頭うち陽性数120 頭）

■野生イノシシ豚熱陽性確認地点（令和元年10月～6年3月31日）



■ 野生イノシシへの経口ワクチン散布

年度 項目	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
散布地点数	411	946	1,364	2,200	2,240
散布個数	8,392	19,926	28,000	44,000	44,800

■ 豚熱に係る野生イノシシ捕獲強化対策（県単）

- ・ 有害捕獲奨励金の上乗せ支援：16 市町村、3,733 頭
イノシシ（成・幼獣）豚熱対策 ICT 活用 8 千円/頭

- ・ 河川内緩衝帯整備 10 河川



河川内緩衝帯 整備前

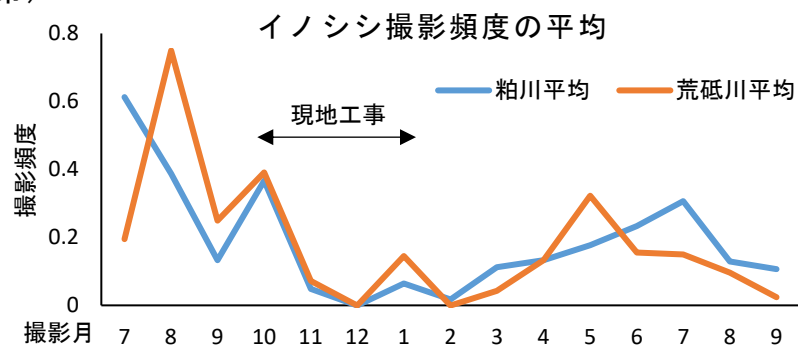


整備後

赤城白川（前橋市）

- ・ 赤外線カメラによる河川内緩衝帯整備の効果調査

緩衝帯整備の実施前後で、野生動物の河川内利用状況の変化を赤外線カメラで把握
2 河川（前橋市）



荒砥川：ニホンジカ



粕川：イノシシ

（２）国交付金、県単事業を活用した被害防止対策（技術支援課、農村整備課）

■鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫）

- ・鳥獣被害防止特措法の規定により市町村が策定した鳥獣被害防止計画に基づく被害対策の取組を支援
- ・推進事業（捕獲機材（捕獲おり・わな）の導入等：25 市町村、緩衝帯整備 1 市 4.76ha
- ・整備事業（侵入防止柵設置：3 町村 16.3km)
- ・緊急捕獲活動支援事業：26 市町村

■鳥獣害対策地域支援事業（県単）

- ・地域が主体となって実施する被害対策の取組を支援
- ・捕獲に係る人件費、捕獲おりやわな導入経費補助、捕獲奨励金の交付：34 市町村

■小規模農村整備（県単）、農地耕作条件改善事業（国庫）など

- ・農地への侵入防止柵等設置の支援：6 市町村（24 地区）、延長 30.1km



侵入防止柵（孺恋村）



電気柵（孺恋村）

令和5年度鳥獣害防止柵設置等に係る補助事業 実績（国庫、県単）

農村整備課 R6.6.17現在

	市町村	対象鳥獣	受益面積 (a)	事業内容 (柵の種類等)	延長 (m)	事業費 (千円)	国・県費 (千円)	事業名	備考 (地区名など)
1	嬌恋村	イノシシ、シカ	17,900	金網柵 H=2.0m	4,100	111,950	89,560	【国庫】農地耕作条件改善事業	干侯1期
2	前橋市	ハクビシン、 アライグマ等	50	電気柵 3段	604	287	143	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	粕川
3	嬌恋村	イノシシ、シカ	270	金網柵 H=2.1m	300	9,100	4,095	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	門貝団地
4	沼田市	シカ・イノシシ 等	260	金網柵 H=2.0m	475	6,930	3,118	【県単】小規模農村整備事業	上発知南部
5	片品村	イノシシ、シカ 等	35	電気柵 5段	2,000	592	266	【県単】小規模農村整備事業	牛の平
6	みなかみ町	シカ等	290	電気柵 6段	2,295	4,399	2,199	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	上津
7	みなかみ町	イノシシ等	80	電気柵 2段	600	975	487	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	湯原
8	みなかみ町	イノシシ・シカ 等	120	電気柵 5段	935	819	409	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	師
9	みなかみ町	イノシシ等	60	電気柵 5段	410	340	170	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	真政
10	みなかみ町	イノシシ等	450	電気柵 2段	2,100	733	366	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	上羽場
11	みなかみ町	イノシシ・サル 等	180	電気柵 5段	1,670	2,409	1,204	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	猿ヶ京
				電気柵 7段	135				
12	みなかみ町	イノシシ等	600	電気柵 3段	900	478	239	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	新巻
13	みなかみ町	シカ等	60	電気柵 7段	350	599	299	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	布施
14	みなかみ町	イノシシ等	130	電気柵 3段	1,165	1,863	931	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	東峰
				電気柵 5段	236				
15	みなかみ町	イノシシ等	1,000	電気柵 5段	1,200	926	463	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	小和知
16	みなかみ町	クマ等	100	金網柵 H=2.0m	110	2,126	1,063	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	小仁田
				電気柵 5段	1,205				
17	みなかみ町	イノシシ・シカ・サル 等	206	金網柵 H=2.0m	1,740	11,131	5,565	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	池ノ原
				電気柵 4段	1,595				
				電気柵 5段	345				
18	みなかみ町	イノシシ・シカ 等	150	電気柵 5段	1,110	805	402	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	下牧
19	みなかみ町	イノシシ等	2,000	電気柵 3段	2,800	893	446	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	真沢
20	桐生市	イノシシ・シカ 等	31	金網柵 H=2.0m	552	1,255	606	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	梅田町1丁目
21	桐生市	イノシシ・シカ 等	50	電気柵 4段	320	118	59	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	新里町鶴ヶ谷
22	桐生市	イノシシ等	65	電気柵 2段	430	131	65	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	上鶴ヶ谷
23	桐生市	イノシシ・シカ 等	4	金網柵 H=1.5m	80	660	330	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	石鴨
24	桐生市	イノシシ・シカ	60	金網柵 H=2.0m	300	1,156	539	【県単】小規模農村整備事業 ☆県民参加	関
	6市町村		24,151		30,062	160,675	113,024		

（３）森林・林業、生態系被害防止対策（自然環境課、林政課、林業試験場）

■補助公共造林事業などによる森林獣害対策（防止柵設置、忌避剤散布等）

- ・忌避剤散布 154 ha、獣害防止柵 6,602m、獣害防止帯等 63 haに対し支援

■林業者等の捕獲支援等

- ・林業者等によるツキノワグマ捕獲をみどり市で実施
- ・捕獲は、国庫事業に県単独事業で嵩上げを行い支援

■ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業

- ・野生鳥獣の出没対策等を目的として、荒廃した里山・平地林の整備や管理を支援
26市町村が実施

■獣類被害対策の効率的な管理手法の開発

- ・防護柵を適切に維持管理するための管理手法について、除草剤を用いた簡易かつ低コストな方法を検証

■単木柵の標準単価反映

- ・群馬県民有林造林補助事業の予定標準単価に林業試験場開発の「単木柵」を反映

■芳ヶ平湿地群におけるニホンジカの利用状況把握

- ・芳ヶ平の大平湿原においてニホンジカによるミズバショウ食害について、芳ヶ平湿地群ラムサール条約連絡協議会に報告（関係者と連携した試験的な対策実施を予定）

■尾瀬ニホンジカ対策強化事業（県単）

- ・「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針」により定められた優先防護エリアにおいて、大規模植生保護柵（山の鼻植物研究見本園：約 12.6ha、至仏山オヤマ沢田代：約 0.4ha）による被害対策を実施



単木柵

（４）移動抑制のための河川内伐木・刈払い（河川課）

■移動抑制のための河川内伐木・刈払い

- ・有害鳥獣の移動を抑制するため、12 河川 12 箇所での伐木及び刈払いを実施



河川内伐木・刈払い 整備前

整備後

発知川（沼田市）

（５）カワウの被害対策（蚕糸園芸課、鳥獣センター）

- 飛来数調査を群馬県漁業協同組合連合会に委託し、漁場への飛来数を把握
- 漁業協同組合による追い払い、食害防除、捕獲等に対し支援
- カワウの繁殖抑制対策のため、ドローンを用いたドライアイス投下の実施



カワウの追い払い



ドローンによるドライアイス投下

（６）鳥獣害に強い集落づくり支援事業（鳥獣センター）

■鳥獣害に強い集落づくり支援

- ・地域住民による効果的な被害対策の実施や継続的な実施体制づくりを支援

番号	事務所	市町村	地区等	主な取組内容
1	中部	前橋市	落花生生産者	・電気柵実証ほ場設置 ・中型獣被害対策研修会
2	吾妻	嬬恋村	田代（軍道）	・センサーカメラ調査 ・電気柵の設置効果検討 ・被害対策研修会
3			田代（湯尻）	・センサーカメラ調査 ・電気柵実証ほ場設置 ・被害対策研修会
4	利根 沼田	みなかみ町	下津中村地区	・センサーカメラ調査 ・集落環境診断
5		川場村	湯原地区	・侵入防止柵実証ほ設置
6		沼田市	利根町追貝	・センサーカメラ調査 ・集落環境診断 ・電気柵補修 ・被害対策研修会



ニホンジカおよびツキノワグマ
に対応した恒久電気柵（嬬恋村）



集落環境診断（みなかみ町）

（７）対策を推進する人材の育成（鳥獣センター）

- 被害対策に携わる人材を体系的に育成するため、被害対策を実施する範囲に応じた知識や技術を習得していくための各種研修を実施
- ・高度専門技術者育成研修：35名参加（４回開催）
 - ・地域対策指導者育成研修：163名参加（９回開催）
 - ・地域リーダー育成研修：146名参加（８回開催）
 - ・鳥獣被害対策実施隊研修：206名参加（６回開催）
 - ・農業後継者研修：40名参加（１回開催）
 - ・特別研修（GIS研修）：16名参加（２回開催）



鳥獣被害対策実施隊研修（座学）



鳥獣被害対策実施隊研修（実習）

6 有効活用の推進にかかる調査研究及び情報発信（第9条）

（1）放射性物質検査（自然環境課）

- 県内で捕獲されたイノシシ等の野生鳥獣肉については、平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質拡散の影響による出荷制限
- 野生鳥獣の生息環境の状況把握と野生鳥獣肉を自家消費する際の判断材料として、平成23年度から県内で捕獲された野生鳥獣肉の放射性物質検査を継続して実施
- 群馬県ニホンジカ肉の「出荷・検査方針」に基づく全頭検査結果を公表

鳥獣種別検査数及び基準値（100Bq/kg）超過数

鳥獣種	上期検査		下期検査		合計		出荷制限
	検査数	基準超	検査数	基準超	検査数	基準超	
イノシシ	10	2	17	2	27	4	H24.10.10～ 県内全域
ニホンジカ	19	0	30	2	49	2	H24.11.14～ 県内全域
ツキノワグマ	22	7	31	3	53	10	H24.9.10～ 県内全域
ヤマドリ	0	0	0	0	0	0	H25.1.23～ 県内全域
合計	51	9	78	7	129	16	

群馬県ニホンジカ肉の「出荷・検査方針」に基づく全頭検査結果

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
基準値以下	10	17	31	12	7	3	21	101
基準値超過	0	0	2	0	0	0	0	2
合計	10	17	33	12	7	3	21	103

（2）野生獣肉の利活用（技術支援課）

- 原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から出荷制限が指示されていた群馬県内で捕獲された野生獣肉（シカ）について、県の出荷・検査方針に基づき、施設における取扱個体の全頭検査を条件として、令和5年8月18日に処理加工施設単位で出荷制限が一部解除された

7 調査研究及び普及啓発（第10条2号・3号・5号）

（1）日本獣医生命科学大学との共同研究（鳥獣センター）

- 日本獣医生命科学大学との連携による対策技術等の開発
 - 「野生動物対策推進に関する包括連携協定」に基づき、共同研究を実施
 - ・「安全な農作業普及のための野生動物対策（感染症・ツキノワグマ）」
 - ・「圃場におけるツキノワグマと人との時空間的な重複度に基づく被害対策の検討」

(2) 堅果類豊凶調査（鳥獣センター）

■ 堅果類豊凶調査

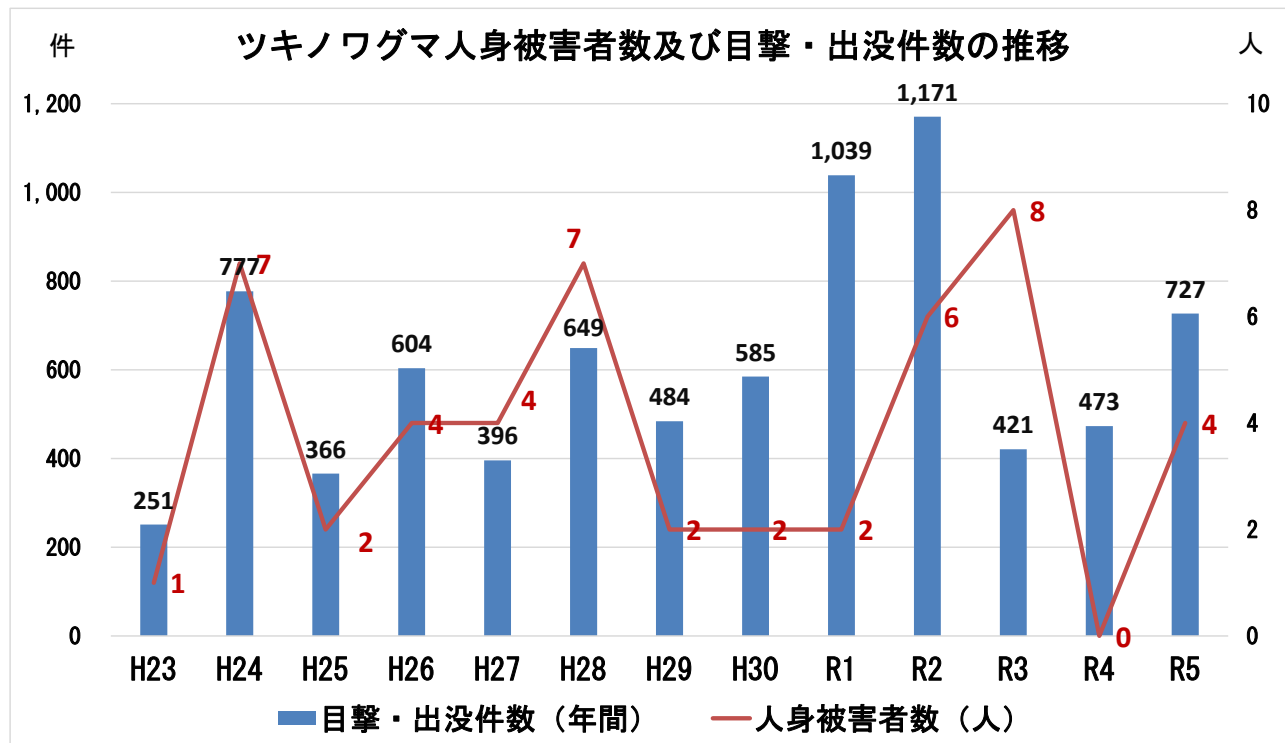
- ・ 野生動物にとって、堅果類（ドングリ）の実は、秋から冬にかけての重要な食料資源
- ・ ツキノワグマは堅果類への食料依存度が高く、堅果類の豊凶が出没や生息数に大きく影響
- ・ 調査結果は、5 樹種合計で「不作」

実の量	豊凶の区分	樹 種					5 樹種合計
		ブナ	ミズナラ	コナラ	クリ	ミズキ	
多 い ↑ ↓ 少 ない	大豊作						
	豊 作						
	並 作			○		○	
	不 作		○		○		●
	凶 作						
	大凶作	○					
	無（結実がみられない）						

(3) 人身被害の状況、注意喚起（自然環境課）

■ 令和 5 年度のツキノワグマ目撃・出没件数は 727 件で、令和 4 年度より 254 件増加

■ ツキノワグマによる人身被害の発生件数は 4 件



8 顕著な功績の顕彰（第 11 条）

（1）群馬県鳥獣被害対策功労者表彰（鳥獣センター）

- 「群馬県鳥獣被害対策の推進に関する条例」に基づき、地域の鳥獣被害対策に継続して取り組み、被害の軽減等に関して顕著な功績があった個人や団体の表彰を実施

・令和 5 年度表彰者

被表彰者	受賞分野
群馬県立利根実業高等学校（沼田市）	その他（学校関係）

9 鳥獣被害対策を総合的・計画的に 実施するために必要な体制整備（第 4 条）

（1）鳥獣被害対策本部（鳥獣センター）

- 「鳥獣被害対策本部会議」及び「鳥獣被害対策推進会議」を開催し、被害防止対策等の取組方針の決定や対策の進捗状況を把握
- 県内 5 地域で「地域鳥獣被害対策推進会議」を開催し、市町村等と連携した地域の実態に応じた被害対策を推進

（2）野生動物対策科学評価委員会（鳥獣センター）

- 「野生動物対策科学評価委員会」を開催し、県及び市町村の事業実施状況等について評価を行い、専門家の意見等を踏まえ、今後の効果的な施策の展開を検討

（3）隣接県等との広域連携推進（自然環境課、技術支援課、鳥獣センター）

- 北関東磐越 6 県での野生鳥獣による被害対策連携会議を開催し、情報交換や研修会の相互活用等による広域連携を推進
- 群馬・長野県境ニホンジカ広域捕獲意見交換会を行い、広域捕獲対策の取組を推進
- 関東カワウ広域協議会を開催し、福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・東京・千葉・神奈川県・新潟・山梨・静岡の 11 都県と国によるカワウ被害防止及び適切な個体群管理を推進
- 渡良瀬遊水地連携捕獲協議会を開催し、茨城・栃木・群馬・埼玉県の 4 県境にまたがる渡良瀬遊水地におけるイノシシ生息状況調査や広域捕獲対策の取組を推進